

事務連絡
令和7年2月3日

各都道府県・政令市PCB廃棄物担当部局 御中

環境省環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による低濃度PCB廃棄物処理等の支援について
(周知)

平素よりポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の安全かつ適正な処理に尽力いただき、感謝申し上げます。

標記については、都道府県等からの意見を踏まえ、別紙にて施行することとする。

ついては、別紙について御了知の上、貴管内の低濃度PCB廃棄物の保管事業者等に周知願いたい。

1. 低濃度PCB廃棄物処理等の支援について（施行時期：令和7年4月1日）

(1) 執行団体

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

(2) 助成金の交付対象者について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社が実施している「中小企業者等軽減制度」※の対象者と同じ。

※中小企業者等軽減制度 URL

https://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html

(3) 助成金の交付額について

以下の各対象経費に対し、100分の50に相当する額とする。

① 分析（試料採取費含む。）

対象経費：低濃度PCBに汚染されているおそれのある電気機器（高濃度PCB及び安定器を除く。）に使用されている絶縁油及び電気機器由来のPCBが染み込みまたは付着したおそれのある木くずやウェス等の汚染物が低濃度PCBであるかどうかを把握するために行う試料採取及び分析※に要する経費。

※告示で示された検定方法や環境省が監修するマニュアル・ガイドラインに基づくものに限る。

上限額：1検体あたり10,000円。

② 収集・運搬（漏えい防止措置を含む）

対象経費：低濃度PCB廃棄物となった低濃度PCB絶縁油並びに低濃度PCB絶縁油が封入された容器及び電気機器等（高濃度PCB及び安定器を除く。）の収集・運搬（積み込み・積み下しを含む）に要する経費及び漏えい防止に要する経費。

上限額：以下の表のとおり。

種類等		円/台・缶・式
収集運搬 （積み込み・ 積み下しを 含む）	低濃度PCB汚染廃電気機器	192,500円/台
	小型機器・その他（ドラム缶）	75,000円/缶
	小型機器・その他（ペール缶）	73,500円/缶
漏えい防止措置		50,000円/台・式

注1) 低濃度PCB廃棄物が2以上ある場合は、その種類ごとの額に数量を乗じ

た額を合計した額を助成限度額とする。

注2) 漏えい防止措置が必要な低濃度PCB廃棄物が2以上ある場合は、そのそれぞれに対し助成限度額を適用するものとする。

③ 処分

対象経費：低濃度PCB廃棄物となった低濃度PCB絶縁油並びに低濃度PCB絶縁油が封入された容器及び電気機器等（高濃度PCB及び安定器を除く。）の処分に要する経費。ただし、当該経費は標準処分単価により算出された額又は申請者が申請してきた額のいずれか低い方の額とする。

標準処分単価：以下の表のとおり

種類	単価
低濃度 PCB 汚染廃電気機器	1,000 円/kg
低濃度 PCB 含有廃油	200 円/kg
その他汚染物	900 円/kg